

はじめに

この十和田市財務書類報告書は、新公会計制度における取組として、本市の平成20年度に係る普通会計及び連結ベースの財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）について、公表するものです。

また、本市の財務書類4表は、総務省方式改訂モデルに基づき作成していることから、資産把握や評価など段階的な整備に向けた取組を今後進めていくほか、今回は、作成初年度のため、前年度との比較等は来年度以降となります。

なお、説明中の数値は、四捨五入の関係上、合計等が一致しない場合があります。

I. 地方公会計制度改革について

1 新地方公会計制度の意義

地方公共団体の公会計処理は、これまで「現金主義、単式簿記」による1年間の現金収支に着目した方法で行われてきました。

しかしながら、この現行の方法では、その年度の予算執行の状況や現金収支の把握が容易であるという利点はあるものの、これまでにどれだけの資産が形成されたのか、あるいは負債がどれだけあるのかといった情報や行政サービスを行うためのコストがどの程度あるのかといった情報などの把握ができない状況となっています。

このため、国からは、財務状況をより分かりやすくしようという観点から、現行の公会計処理を補完する「発生主義、複式簿記」の考え方を導入した「公会計の整備」に取り組むよう要請されています。

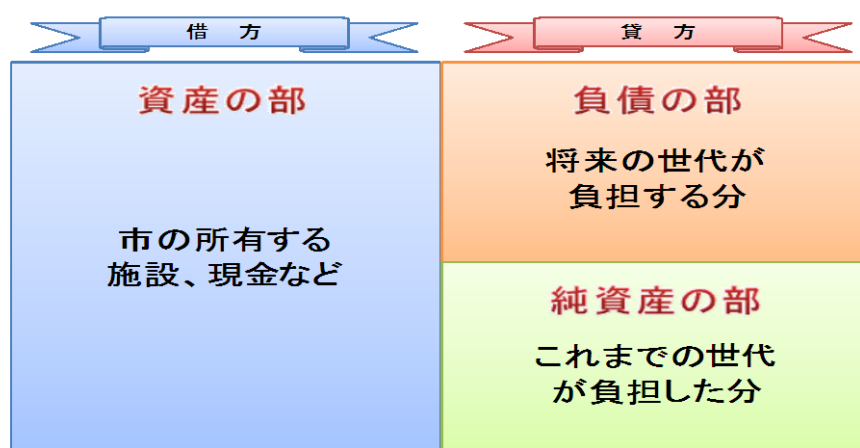
具体的には、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」の財務書類4表を「新地方公会計制度研究会報告書」により示された「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」を活用して作成し、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースでの財務書類の公表が求められました。

2 財務書類4表とは

新地方公会計制度による財務書類4表とは、前記のとおり「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」の4表から構成されているものであり、それぞれの書類が表す意味や内容は、次のとおりです。

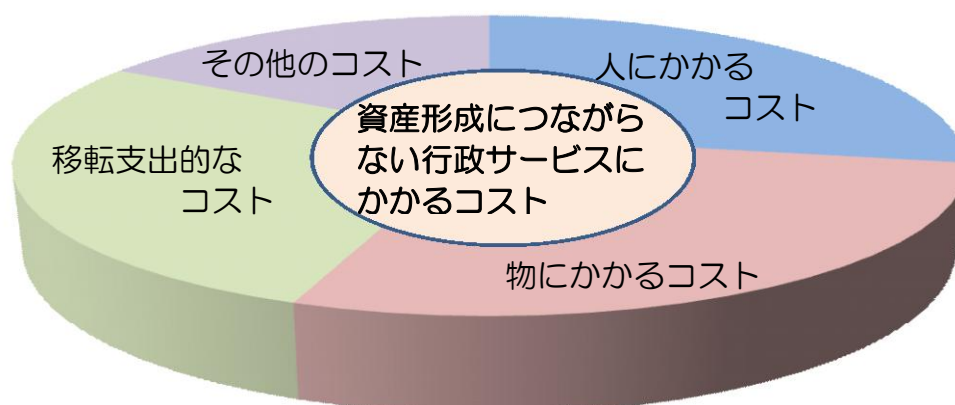
- (1) 「貸借対照表」とは、市が保有する施設、現金などの資産とその資産がどういった財源で調達されたのかを表したもので、資産の状況を左側に、その財源となった負債と純資産の状況を右側に示し、左側（借方）の総額と右側（貸方）の総額が一致（資産＝負債＋純資産）し、バランスが取れていることから「バランスシート」とも呼ばれています。

《図1 貸借対照表のイメージ》



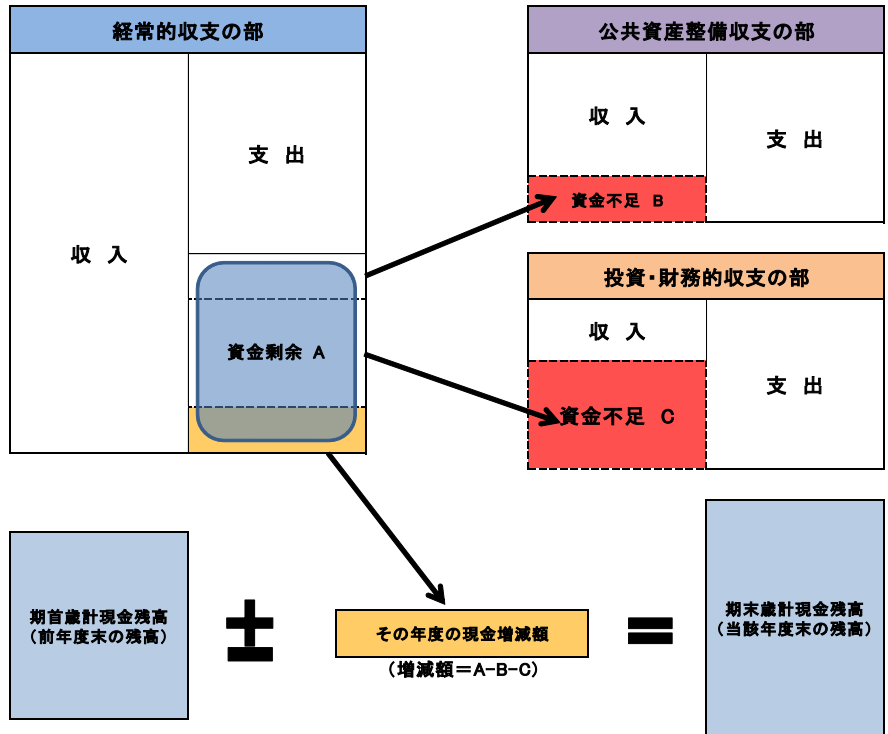
- (2) 「行政コスト計算書」とは、1年間の行政活動のうち、資産の形成につながらない福祉サービスや教育サービスなどの行政サービスの提供に伴う経費（人や物などに係る経費）とその行政サービスの対価として得られた財源（使用料や負担金などの受益者の負担）から、これらの行政サービスにどれくらいのコストがかかっているのかを表したものです。

《図2 行政コスト計算書のイメージ》



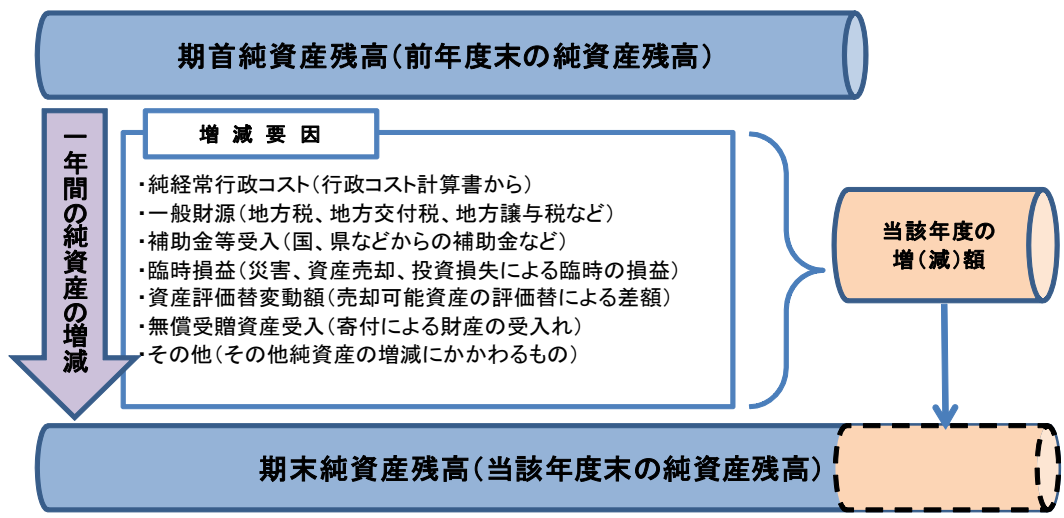
(3) 「資金収支計算書」とは、市における1年間の現金の流れに着目し、収入と支出を性質（経常的なもの、公共資産整備に係るもの、投資・財務的なもの）ごとに区分することにより、どのような行政活動にどの程度の資金が必要となっているのかを表したものです。

《図3 資金収支計算書のイメージ》



(4) 「純資産変動計算書」とは、貸借対照表にある市の純資産（これまでの世代が負担したもの）が1年間でどのような財源や要因により増減（変動）したのかを表したものです。

《図4 純資産変動計算書のイメージ》

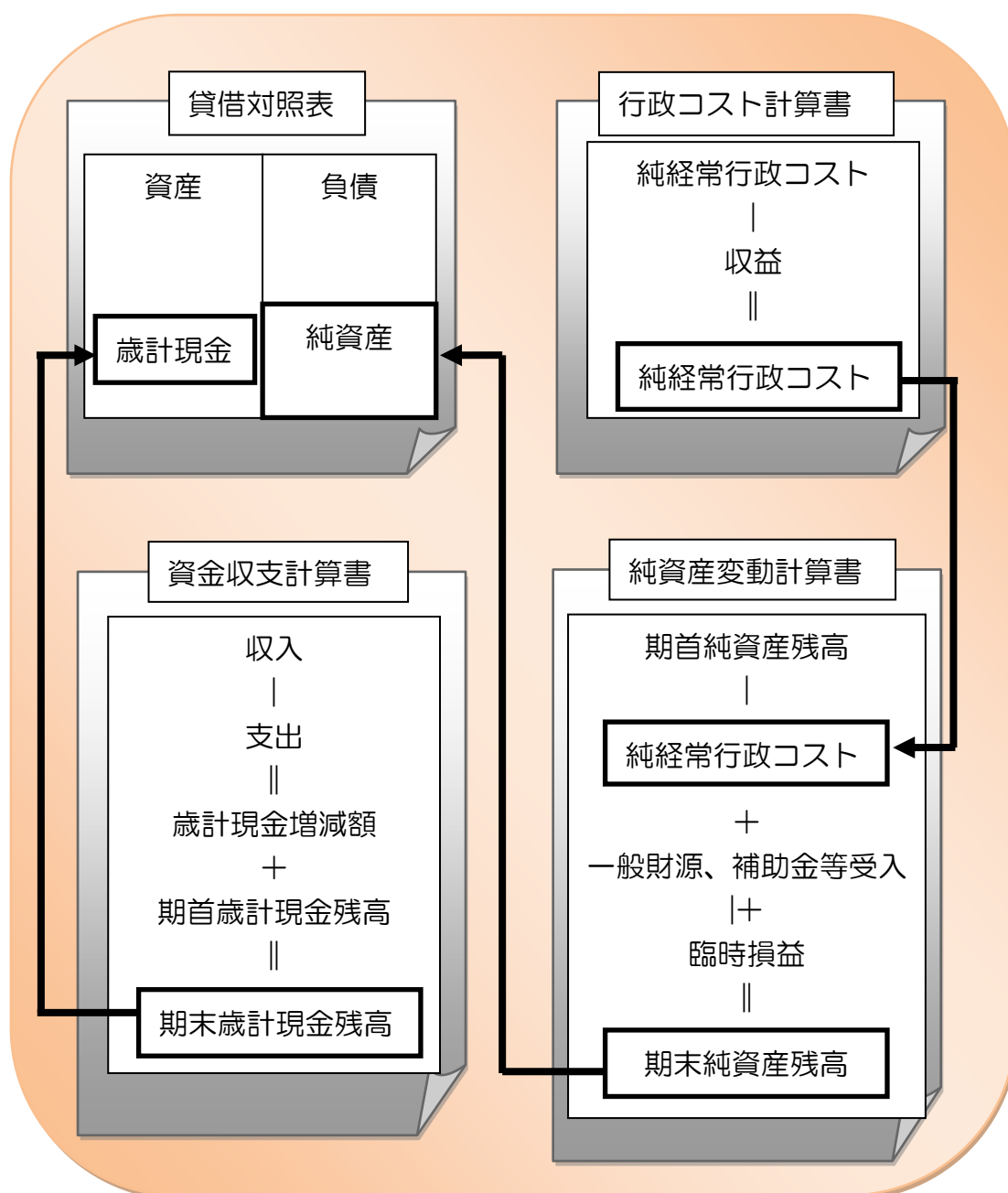


3 財務書類4表の関係

個別の財務書類の表している意味や内容については前記のとおりですが、これら財務書類4表の関係については、次のとおりとなります。

- (1) 貸借対照表の資産の部の歳計現金は、資金収支計算書の期末歳計現金残高と一致します。
- (2) 貸借対照表の純資産の部の合計額は、純資産変動計算書の期末純資産残高と一致します。
- (3) 純資産変動計算書の純経常行政コストの明細が行政コスト計算書です。

《図5 財務書類4表の関係イメージ》



4 基準モデルと総務省方式改訂モデル

新地方公会計の整備に当たっては、どの地方公共団体においても財務書類の整備に取り組めるよう「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の2つのモデルが国から示され、これを活用し、整備に取り組むこととしています。

「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の主な相違点は、次のとおりです。

《図6 基準モデルと総務省方式改訂モデルの比較》

項目	基準モデル	総務省方式改訂モデル
固定資産の算定方法	現存する固定資産をすべて公正価値により評価 新しい資産は予算執行データをもとに仕分けを行う複式簿記による	売却可能資産：時価評価 上記以外：過去の建設事業費の積み上げにより算定 ※段階的に固定資産情報を整備
固定資産の範囲	すべての固定資産を網羅	当初は建設事業費の範囲 ※段階的に物品などを含める
台帳整備	開始時に整備	段階的に整備
作成時の負荷	当初に台帳整備などの負荷が大	当初の負荷は小だが段階的な整備時に大
財務書類の作成・開示時期	早い時期での作成・公表が実施可能	早い時期での作成・公表が難しい

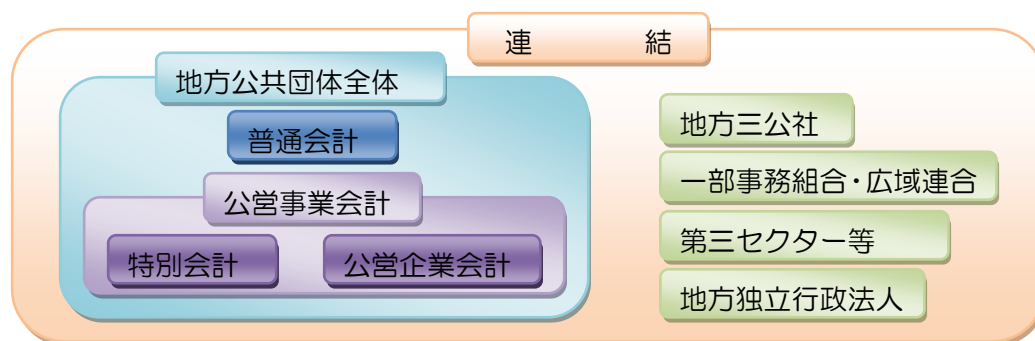
5 普通会計財務書類と連結財務書類

新地方公会計制度では、財務書類4表の作成及び公表が一つの柱となっていますが、もう一つの大きな柱として、財務書類の作成の対象範囲を「普通会計」と「市の関連団体等も含めた連結ベース」にすることです。これは、市のすべての会計は勿論のこと、他の地方公共団体と共同設置している一部事務組合や出資法人などの関連団体も含めることで、市全体の財政状況を明らかにしようというものです。

こうしたことから、財務書類4表は、「普通会計財務書類」と「連結財務書類」の2つを作成することになり、それぞれの財務書類の考え方は、次のとおりです。

- (1) 普通会計財務書類は、他の地方公共団体と容易に比較できるように国で定めた統一的な会計区分である普通会計をもとに作成しますが、普通会計とは、一般会計とよばれる会計から収益事業的な要素がある経費を除いたものとなります。
- (2) 連結財務書類は、前記の「普通会計」をはじめ、国民健康保険事業特別会計などの市の「特別会計」、水道事業などの「公営企業会計」、他の地方公共団体と共同して事業を実施している「一部事務組合」や一定規模を超えて出資している「法人」を連結グループという一つの行政サービス実施主体とみなして作成します。

《図7 連結財務書類を構成する会計・団体・法人のイメージ》



6 本市における取組

本市は、平成17年1月の市町村合併以来、平成19年度まで総務省方式と呼ばれる公会計モデルに基づきバランスシートを作成し、公表してきました。

こうした中、平成18年8月31日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」及び平成19年10月17日付け総務省自治財政局長通知「公会計の整備推進について」により、上述した新地方公会計制度による公会計の整備が求められたことを受け、本市においては、固定資産台帳の整備状況から「基準モデル」での作成は現時点では難しいとの判断から「総務省方式改訂モデル」に基づき公会計の整備に取り組むことといたしました。

また、この財務書類4表の作成及び公表に当たり、市内の税理士4名と庁内関係部署の職員による「新公会計制度利活用研究会」を設置し、財務書類の作成及び公表のあり方について研究してまいりました。特に、貸借対照表の資産把握の仕方として「売却可能資産」の対象範囲を当分の間、行政改革大綱等により「売却を検討すべきとされた資産」とするほか、公表は視覚的に分かるよう工夫することなどの申し合わせがなされました。

こうした研究会での取組も踏まえ、本市の平成20年度の普通会計財務書類及び連結財務書類を作成し、公表するものでありますが、公共資産の把握など段階的な整備や分かりやすい公表については、今後とも取組を進めていきます。